

第 13 回宇宙開発委員会（臨時会議）

議 事 次 第

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成10年3月16日（月）
11：00～ |
| 2. 場 所 | 委員会会議室 |
| 3. 議 題 | (1) 宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について
(2) その他
(3) 前回議事要旨の確認について |
| 4. 資 料 | 委13-1-1 宇宙開発事業団法の改正について（概要）
委13-1-2 宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案要綱
委13-1-3 宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について（案）
委13-2 通信放送技術衛星「かけはし」（COMETS）の第1回軌道変更の結果について
委13-3 第12回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨（案） |

宇宙開発事業団法の改正について（概要）

平成10年3月
科学技術庁

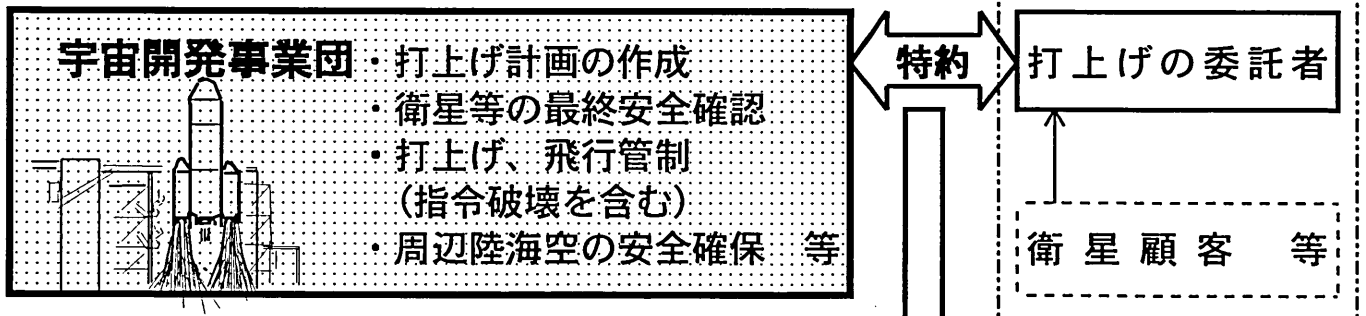
○事業団は、人工衛星等の打上げ能力を国全体のインフラとして有効に提供することを主要任務の1つとしており、これまでロケットの開発、打上げ・追跡に必要な施設等の開発を推進。

○事業団は、内外からの活用の期待に応えるべく、技術面・経済面双方において国際水準に達することを目指してH-IIAロケットを開発中。

○既に、宇宙の本格的利用に対応して、宇宙先進国である欧米では万が一損害が発生した場合の備え（責任保険の付保と保険を超える損害についての公的主体による賠償スキーム）を整備。

○我が国においても、万が一の場合の損害賠償に関し、国際水準と同等の措置を講ずることにより、損害賠償の迅速かつ円滑な処理を図り、被害者保護と打上げ業務の円滑な推進に資することが必要。

【事業団の安全管理下で打上げを実施】



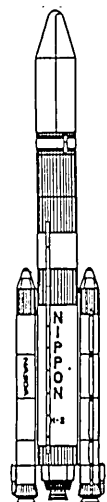
○受託打上げにより第三者損害が発生した場合の事業団への実質的責任集中（全部負担特約の締結）

○賠償支払いを担保するため、第三者損害賠償責任保険の締結を義務付け

（事業団の自主ミッションの打上げについても第三者損害賠償責任保険の締結を義務付け）

ロケット開発

○H-IIロケット



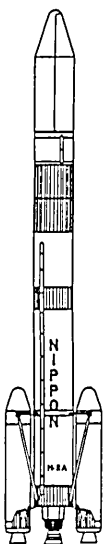
- ・全段自主技術
- ・欧米並の打上げ能力

(過去5回打上げ成功) 1998.2
打上げ失敗
(H-II5号機)

- ・システムの簡素化
- ・電気系の小型高性能化
- ・製造・点検の自動化
- ・射場整備作業の簡素化

- ・H-IIの改良型
- ・欧米並の打上げコストの達成・信頼性の向上

○H-IIAロケット



原因究明
結果反映

1999夏
次回打上げ
(H-II8号機)

1年半

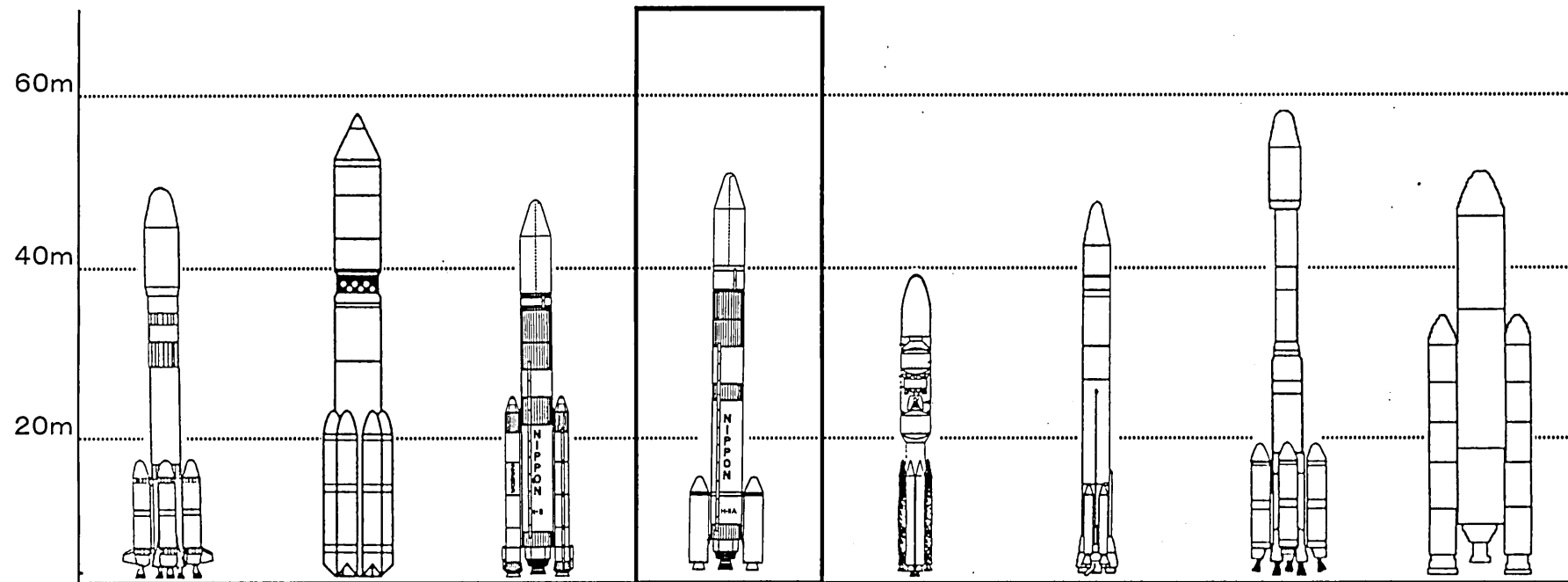
結果反映

2000冬
初号機打上げ

2000夏以降
民間からの受託
打上げ開始

2年

静止衛星打上げ能力2トン級の世界の主なロケット

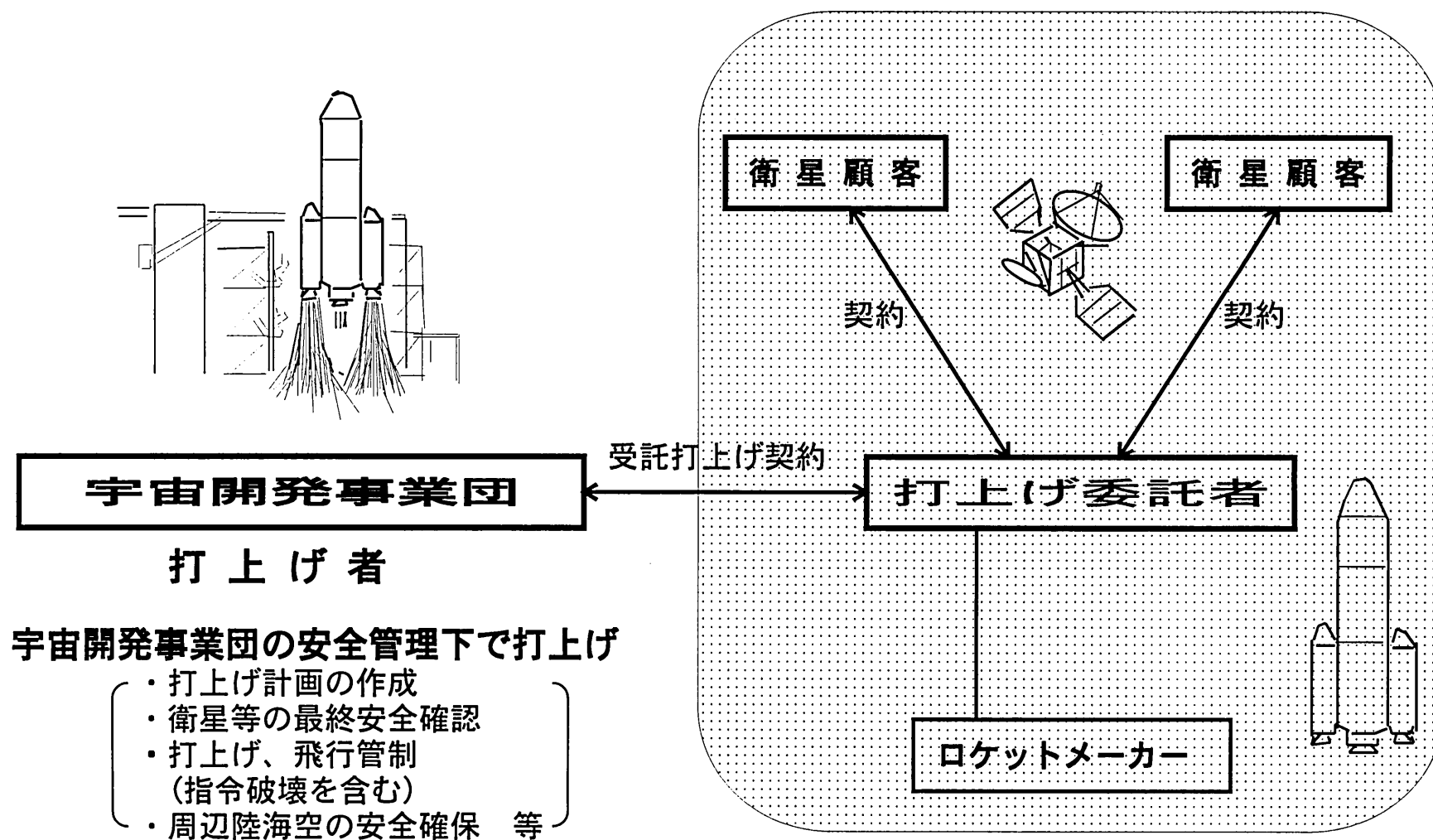


名 称	長征2号	プロトン	H-II	H-IIA	デルタIII	アトラスIIAS	アリアンIV	アリアンV
国 名	中国	ロシア	日本		米国		欧州	
LEO打上げ能力(t)	8.8	—	10.0	10.0	8.4	8.6	9.6	18.0
GTO打上げ能力(t)	3.4	4.8	4.0	4.0	3.8	3.8	4.5	6.8
打上げコスト(億円)	48～60	43～67	170～190	75～85	90	112～129	108～132	92～132

LEO: 低軌道 GTO: 静止トランスファー軌道
 静止軌道打上げ能力は静止トランスファー軌道打上げ能力の約55%。
 (円ドル換算レート: 120円/ドル)

(宇宙開発事業団調べ)
 1998年1月26日現在

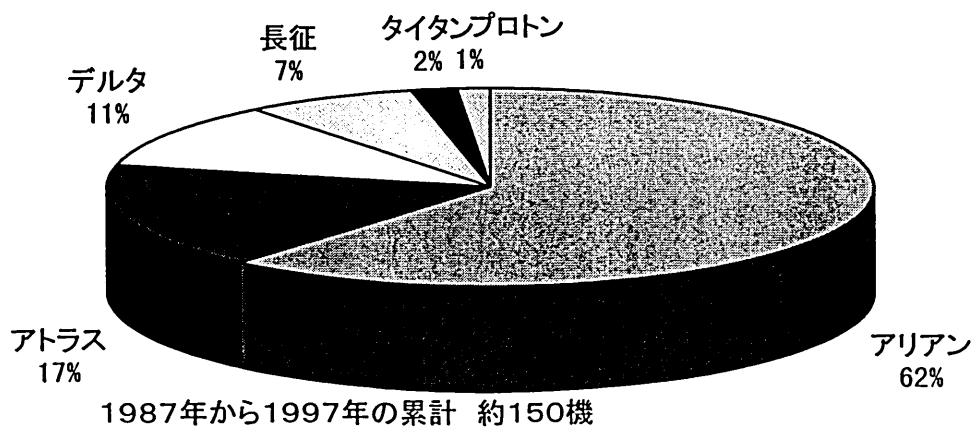
宇宙開発事業団の受託打上げで想定される主な形態



米欧における打上げに伴う第三者損害賠償措置の概要

	米(民間企業)	米(NASA)	欧
打上げ形態	軍の打上げ施設を借りて、民間打上げ会社が打上げ	NASAが打上げ	アリアンスペース社の委託に応じて、仏国立宇宙研究センターが打上げ
第三者損害賠償措置	・民間打上げ会社が保険付保(国が指定する保険) ・保険を越える場合、米政府による賠償支払(15億ドルを限度)	・スペースシャトル利用者等が保険付保(NASAが指定する額) ・保険を越える場合、NASAが賠償支払(予備費等又は新規予算)	・アリアンスペース社が保険付保(仏政府から求償に応じ支払) ・仏政府が賠償支払(4億フランを限度にアリアンスペース社に求償)

ロケット別民間衛星打上げのシェア割合



(宇宙開発事業団調べ)

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案要綱

第一 宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害の賠償措置

一 保険契約の締結

宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するため、主務大臣が定める金額を担保することができる保険契約を締結していなければ、人工衛星等の打上げを行つてはならないこととする事。

（第二十四条の二関係）

二 受託打上げに関する特約

事業団は、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関する特約を打上げ委託者としてすることができることとする事。

（第二十四条の三関係）

三 罰則

事業団が保険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを行つた場合等における罰則について必要な規定を設ける事。

（第四十三条関係）

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二項及び第三項関係)

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律

宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 業務（第二十二條―第二十四條）」を

「第三章 業務（第二十二條―第二十四條）」

第三章の二 人工衛星等の打上げによる損害の

賠償措置（第二十四條の二・第二十四條の三）」

に改める。

第十三条第一項中「副理事長及び理事の任期は、」を「及び副理事長の任期は」に、「監事の任期は、」を「理事及び監事の任期は」に改める。

第二十二條第一項中「を行なう」を「を行う」に改め、同項第一号中「この条及び第三十九條第一項において」を削り、同項第三号中「行なう」を「行う」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 人工衛星等の打上げによる損害の賠償措置

（保険契約の締結）

第二十四条の二 事業団は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結していなければ、人工衛星等の打上げを行つてはならない。

2 前項に規定する保険契約に係る保険金額は、被害者の保護等を図る観点から適切なものとなるよう、保険者の引受けの可能な額等を参酌して、主務大臣が定めるものとする。

3 事業団が行う人工衛星等の打上げが第二十二条第一項第三号に規定する委託に応じて行うもの（以下「受託打上げ」という。）であるときは、第一項に規定する保険契約は、同項の規定にかかわらず、人工衛星等の打上げの委託者（以下「打上げ委託者」という。）が、事業団に代わつて、事業団のために締結することができる。

（受託打上げに関する特約）

第二十四条の三 事業団は、受託打上げに係る契約を打上げ委託者との間で締結するときは、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関し、次に掲げる内容の特約をすることができる。

一 事業団が受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に生じた損害を賠償する責めに任ずべき場合に

において、当該受託打上げに係る受託打上げ関係者も同一の損害について賠償の責めに任ずべきときは、事業団が当該受託打上げ関係者の損害賠償の責任の全部を負担するものとする。

二 前号の場合において、その損害が受託打上げ関係者の故意により生じたものであるときは、事業団は、その者に対して求償権を有するものとする。

2 前項において「受託打上げ関係者」とは、打上げ委託者並びに受託打上げに係る者として事業団及び打上げ委託者が同項の特約において指定する者をいう。

3 事業団が第一項に規定する特約をするときは、前条第一項に規定する保険契約は、同項及び同条第三項の規定にかかわらず、打上げ委託者が、事業団に代わつて、事業団のために締結するものとする。

第三十二条第二号中「銀行」の下に「その他内閣総理大臣の指定する金融機関」を加える。

第四十条第一号中「第二十三条」の下に「、第二十四条の三第一項」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「第三十二条第一号」の下に「又は第二号」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十四条の二第二項の規定による保険金額の決定

第四十一条第一項第三号中「第三十二条第一号」の下に「又は第二号」を加え、同条第二項第一号中「若しくは第三項」の下に「、第二十四条の三第一項」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十四条の二第二項の規定により保険金額を定めようとするとき。

第四十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十三条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十四条の二第一項の規定に違反して保険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを行つたとき。
第四十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(役員の任期に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に理事である者の任期については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

宇宙開発事業団の人工衛星等の打上げの業務の円滑な推進及び確実な被害者保護に資するため、宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げにより第三者に損害を生じた場合の損害賠償措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章（略） 第二章（略） <u>第三章 業務（第二十二條―第二十四條）</u> <u>第三章の二 人工衛星等の打上げによる損害の賠償措置（第二十</u> <u>四條の二・第二十四條の三）</u> 第四章（略） 第五章（略） 第六章（略） 第七章（略） 附則（略）	目次 第一章（略） 第二章（略） <u>第三章 業務（第二十二條―第二十四條）</u> 第四章（略） 第五章（略） 第六章（略） 第七章（略） 附則（略）

(役員任期)

第十三条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 (略)

(業務の範囲)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下「人工衛星等」という。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

二 (略)

- 三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行うもの

四・五 (略)

2 3 4 (略)

(役員任期)

第十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 (略)

(業務の範囲)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下この条及び第三十九条第一項において「人工衛星等」という。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

二 (略)

- 三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行うもの

四・五 (略)

2 3 4 (略)

第三章の二 人工衛星等の打上げによる損害の賠償措置

(保険契約の締結)

第二十四条の二 事業団は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結していなければ、人工衛星等の打上げを行つてはならない。

- 2 前項に規定する保険契約に係る保険金額は、被害者の保護等を図る観点から適切なものとなるよう、保険者の引受けの可能な額等を参酌して、主務大臣が定めるものとする。

- 3 事業団が行う人工衛星等の打上げが第二十二条第一項第三号に規定する委託に応じて行うもの（以下「受託打上げ」という。）であるときは、第一項に規定する保険契約は、同項の規定にかかわらず、人工衛星等の打上げの委託者（以下「打上げ委託者」という。）が、事業団に代わつて、事業団のために締結することができる。

(受託打上げに関する特約)

第二十四条の三 事業団は、受託打上げに係る契約を打上げ委託者との間で締結するときは、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関し、次に掲げる内容の特約をすることができ

る。

一 事業団が受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に生じた損害を賠償する責めに任ずべき場合において、当該受託打上げに係る受託打上げ関係者も同一の損害について賠償の責めに任ずべきときは、事業団が当該受託打上げ関係者の損害賠償の責任の全部を負担するものとする。

二 前号の場合において、その損害が受託打上げ関係者の故意により生じたものであるときは、事業団は、その者に対して求償権を有するものとする。

2 前項において「受託打上げ関係者」とは、打上げ委託者並びに受託打上げに係る有する者として事業団及び打上げ委託者が同項の特約において指定する者をいう。

3 事業団が第一項に規定する特約をするときは、前条第一項に規

定する保険契約は、同項及び同条第三項の規定にかかわらず、打上げ委託者が、事業団に代わつて、事業団のために締結するものとする。

(余裕金の運用)

第三十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 (略)
- 二 銀行その他内閣総理大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 (略)

(科学技術庁長官への委任)

第四十条 内閣総理大臣は、次の権限を科学技術庁長官に委任することができる。

- 一 第三条第二項、第四条第三項、第二十二條第二項から第四項まで、第二十三条、第二十四条の三第一項、第二十六条、第三

第三十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 (略)
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 (略)

(科学技術庁長官への委任)

第四十条 内閣総理大臣は、次の権限を科学技術庁長官に委任することができる。

- 一 第三条第二項、第四条第三項、第二十二條第二項から第四項まで、第二十三条、第二十六条、第三十一条第一項若しくは第

十一 条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條の規定による認可

二 (略)

三 第二十四條の二第二項の規定による保険金額の決定

四 第三十二條第一号又は第二号の規定による指定

五 第三十七條第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十一條 内閣総理大臣(前條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三條第一号において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第三十二條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 (略)

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

二項ただし書又は第三十三條の規定による認可

二 (略)

三 第三十二條第一号の規定による指定

四 第三十七條第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十一條 内閣総理大臣(前條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三條第一号において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

三 第三十二條第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 (略)

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第三項、第二十二條第二項第二号若しくは第三項、第二十四條の三第一項、第二十六條又は第三十三條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條の二第二項の規定により保険金額を定めようとするとき。

三 第二十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十三條又は第三十五條の規定により主務省令を定めようとするとき。

(罰則)

第四十二條 第三十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四條第三項、第二十二條第二項第二号若しくは第三項、第二十六條又は第三十三條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十三條又は第三十五條の規定により主務省令を定めようとするとき。

(罰則)

第四十二條 第三十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十二條第一項及び第四項の業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十四條の二第一項の規定に違反して保険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを行つたとき。

五 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十六條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十四條 第八條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十二條第一項及び第四項の業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十四條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案参照条文

○ 宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）（抄）

（目的）

第一条 宇宙開発事業団は、平和の目的に限り、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

（役員の任期）

第十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 （略）

（業務の範囲）

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下この条及び第三十九条第一項において「人工衛星等」という。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

- 二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発
- 三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの

四・五 (略)

234 (略)

(余裕金の運用)

第三十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 (略)
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 (略)

(科学技術庁長官への委任)

第四十条 内閣総理大臣は、次の権限を科学技術庁長官に委任することができる。

- 一 第三条第二項、第四条第三項、第二十二條第二項から第四項まで、第二十三条、第二十六条、第二十

一条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條の規定による認可

二 (略)

- 三 第三十二条第一号の規定による指定

四 (略)

(大蔵大臣との協議)

第四十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三條第一号において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

- 三 第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 (略)

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第四条第三項、第二十二條第二項第二号若しくは第三項、第二十六条又は第三十三條の規定による認可をしようとするとき。

二・三 (略)

(罰則)

第四十二条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下
の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に
処する。

一五 (略)

第四十四条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

局、審、企、宇宙Y課室、準備室
統

各省に配布しました。

「宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について」宇宙開発委員会決定文の配布について

平成10年3月16日
宇宙開発委員会事務局

標記の件について、本日、別添のとおり、委員会決定致しましたので参考までに配布します。

宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について

平成10年3月16日

宇宙開発委員会決定

宇宙開発事業団が平成11年度の初号機打上げを目標に開発を行っているH-IIAロケットは、宇宙ステーションへの補給、人工衛星の打上げ等の輸送需要に柔軟に対応できるとともに、輸送コストを大幅に低減するものと期待されている。

また、既にこれを用いて、平成12年以降に宇宙開発事業団が民間から、人工衛星の打上げを受託する予定となっている。

当委員会における「平成10年度における宇宙開発関係経費の見積もり」の決定に当たっても、宇宙開発成果の社会への還元及び宇宙輸送の低コスト化による国のプロジェクトの効率的な推進への寄与を図る観点から、民間衛星の受託打上げに着手することは妥当であるとしたところである。

なお、今般のH-IIロケットの打上げ失敗に関しては、現在、技術評価部会において原因究明及び今後の対策について調査審議を行っているところであり、その結果を今後の開発に反映させて、H系ロケットに対する信頼性が失われないよう努める必要がある。

今後、国際宇宙ステーション計画の本格化、受託打上げの拡大等による打上げの大幅な増加が見込まれているが、人工衛星等の打上げに当たっては、当委員会において打上げに係る安全対策の妥当性を確認することとしており、実際に第三者に損害が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

しかしながら、今後の打上げの大幅な増加に的確に対応していくためには、万一第三者に損害が発生した場合に備えた賠償のための仕組みをあらかじめ整備して、被害者保護と打上げ業務の円滑な推進を図ることが必要である。

欧米においては、民間の人工衛星打上げによる第三者損害が万一発生した場合に備え、責任保険の付保及び保険を越える損害が発生した場合の賠償措置が講じられている。

我が国においても、国際水準と同等の措置を講ずることにより、損害賠償の迅速かつ円滑な処理を図る必要がある。

以上の観点から、宇宙開発事業団の打上げ業務全般に関して、責任保険の付保の義務付けを行うとともに、受託打上げにおいて、宇宙開発事業団への実質的な責任集中を可能とすることを内容とする宇宙開発事業団法の一部改正を行うことは適当である。

委 1 3 - 1 - 3

宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について
(案)

平成 10 年 3 月 16 日
宇宙開発委員会決定

宇宙開発事業団が平成 11 年度の初号機打上げを目標に開発を行っている H-ⅡA ロケットは、宇宙ステーションへの補給、人工衛星の打上げ等の輸送需要に柔軟に対応できるとともに、輸送コストを大幅に低減するものと期待されている。

また、既にこれを用いて、平成 12 年以降に宇宙開発事業団が民間から、人工衛星の打上げを受託する予定となっている。

当委員会における「平成 10 年度における宇宙開発関係経費の見積もり」の決定に当たっても、宇宙開発成果の社会への還元及び宇宙輸送の低コスト化による国のプロジェクトの効率的な推進への寄与を図る観点から、民間衛星の受託打上げに着手することは妥当であるとしたところである。

なお、今般の H-Ⅱ ロケットの打上げ失敗に関しては、現在、技術評価部会において原因究明及び今後の対策について調査審議を行っているところであり、その結果を今後の開発に反映させて、H 系ロケットに対する信頼性が失われないよう努める必要がある。

今後、国際宇宙ステーション計画の本格化、受託打上げの拡大等による打上げの大幅な増加が見込まれているが、人工衛星等の打上げに当たっては、当委員会において打上げに係る安全対策の妥当性を確認することとしており、実際に第三者に損害が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

しかしながら、今後の打上げの大幅な増加に的確に対応していくためには、万一、第三者に損害が発生した場合に備えた賠償のための仕組みをあらかじめ整備して、被害者保護と打上げ業務の円滑な推進を図ることが必要である。

欧米においては、民間の人工衛星打上げによる第三者損害が万一発生した場合に備え、責任保険の付保及び保険を越える損害が発生した場合の賠償措置が講じられている。

我が国においても、国際水準と同等の措置を講ずることにより、損害賠償の迅速かつ円滑な処理を図る必要がある。

以上の観点から、宇宙開発事業団の打上げ業務全般に関して、責任保険の付保の義務付けを行うとともに、受託打上げにおいて、宇宙開発事業団への実質的な責任集中を可能とすることを内容とする宇宙開発事業団法の一部改正を行うことは適当である。

通信放送技術衛星「かけはし」(COMETS)の
第1回軌道変更の結果について

平成10年3月16日
宇宙開発事業団

1. はじめに

平成10年2月21日に打上げた通信放送技術衛星「かけはし」の第1回軌道変更のための衛星運用を、3月14日午前8時34分から開始し、衛星の姿勢基準の確立、姿勢変更、太陽電池パドルの収納およびアポジエンジン噴射ならびに噴射後のパドルの展開等、一連の作業をすべて予定通り実施し、3月15日午前3時30分に完了した。

2. 結果の概要(速報)

- (1) アポジエンジン噴射は3月15日午前0時59分に開始し、予定の1分30秒間正常に実施され、燃焼圧、推力等は所定の性能範囲であることを確認した。なお、軌道投入結果は以下の通りである。

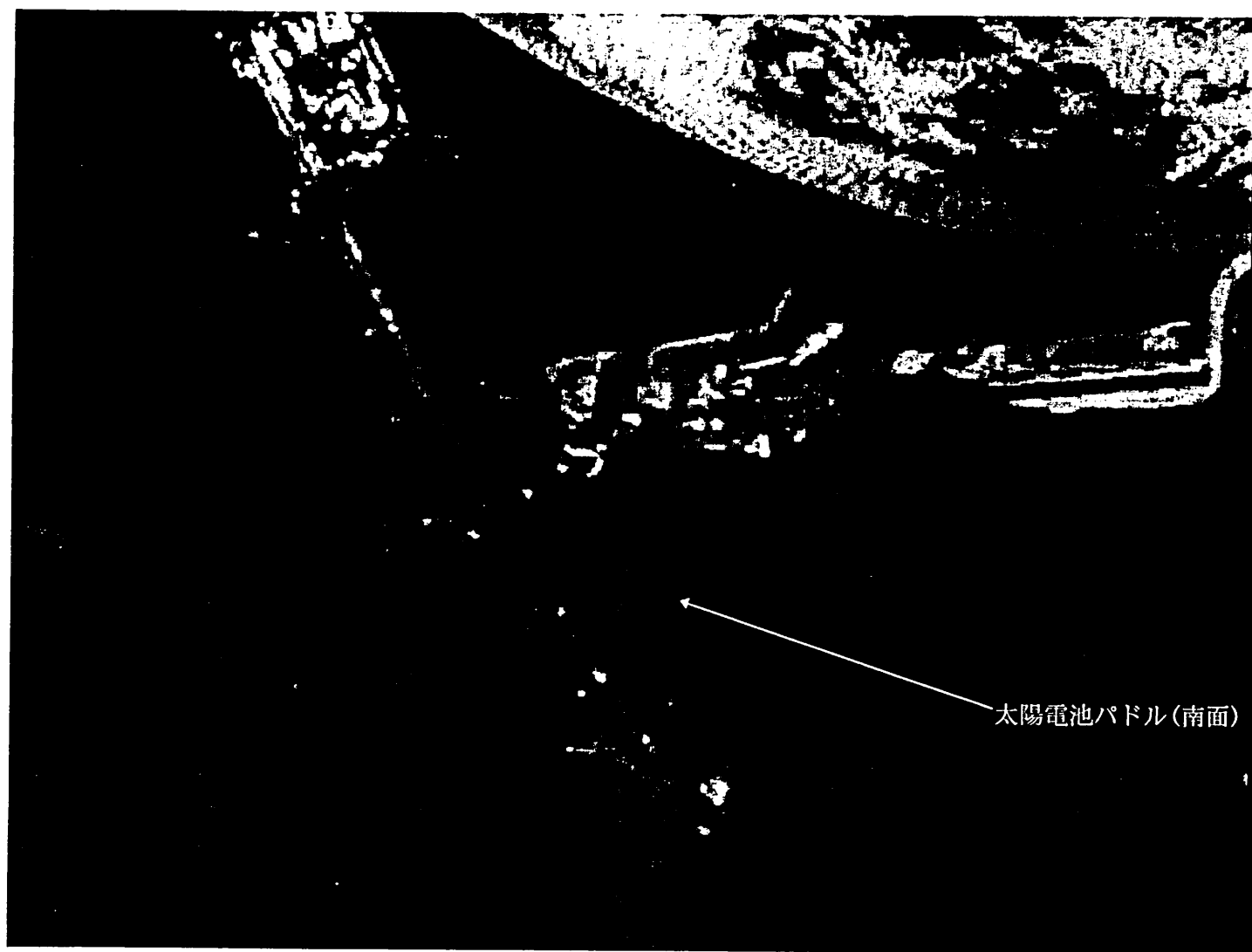
	制御前	制御後	計画値
近地点高度	246 km	390 km	(391 km)
遠地点高度	1,863 km	1,862 km	(1,863 km)
軌道周期	106 分	108 分	(108 分)

- (2) 太陽電池パドルの収納、展開も正常に実施され、展開後の発生電力は正常である。
- (3) アポジエンジン噴射中の姿勢制御も正常であり、現在太陽捕捉モードにて飛行中である。
- (4) その他、衛星の温度、バッテリーの状況も正常である。

(参考) 「かけはし」とH-IIロケット第2段は3月15日20時頃接近し、それ以降約5日ごとに近地点付近で接近する見込みであるが、第1回軌道変更の結果近地点付近の両者の相対距離は約140 km以上となっているため、問題はない。

3. 今後の予定

今回の軌道変更の結果を詳細に評価し、次回以降の軌道変更の検討を進める。



3月15日 0時40分(JST)「かけはし」 289周回目に撮像
アポジエンジン噴射前に太陽電池パドルを収納した状態を捉えた画像

委 13-3

第12回宇宙開発委員会（臨時会議）

議事要旨（案）

1. 日時 平成10年3月11日（水）
 14:00～14:30
2. 場所 委員会会議室
3. 議題 (1) 議事要旨の確認について
 (2) 宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について
4. 資料 委12-1-1 第10回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨（案）
 委12-1-2 第11回宇宙開発委員会（臨時会議）議事要旨（案）
 委12-2 宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について

5. 出席者

宇宙開発委員会委員長代理

山 口 開 生

宇宙開発委員会委員

長 柄 喜一郎

〃

末 松 安 晴

〃

秋 葉 鏖二郎

関係省庁

通商産業省機械情報産業局次長

河 野 博 文（代理）

郵政大臣官房技術総括審議官

甕 昭 男（〃）

事務局

科学技術庁研究開発局宇宙政策課長

千 葉 貢 他

(1) 議事要旨の確認について

第10回宇宙開発委員会(定例会議)議事要旨(案)(資料委12-1-1)については、3ページ目15行目以降「姿勢は、ジャイロ及び太陽センサを使ってモニターし、それにより姿勢異常が検知されると自動的に太陽捕捉モードに入るが、地上からコマンドで修正することもあるとの回答があった。」と修正することとなった。また、第11回宇宙開発委員会(臨時会議)議事要旨(案)(資料委12-1-2)が確認された。

(2) 宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について

科学技術庁研究開発局宇宙政策課調査国際室 野家室長より、資料委12-2に基づき、宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について説明があった。

これに関し、委員より、文部省宇宙科学研究所における第3者損害賠償措置はどのようになっているのか、宇宙開発事業団ではどの程度の保険をかけているのか、特約に基づく宇宙開発事業団の全部負担に上限は設けるのか、世界に賠償を行った例はあるのか等の質問があった。

これに対し、野家室長より、文部省宇宙科学研究所は国の機関であり、国の機関は一般に保険をかけていないこと、宇宙開発事業団ではロケット打上げ失敗による第3者損害賠償のためH-IIロケットには限度額200億円の保険をかけていること、世界の同クラスのロケットについても同程度の保険がかけられており、被害者に対して十分補償できる金額であると思われること、国家賠償法に基づき宇宙開発事業団はもともと全部支払義務を負うことから上限は設定していないこと、1996年に中国で長征ロケットの打上げが失敗して人身や家屋に損害が発生し、第三者損害賠償が行われたと聞いていること等の回答があった。

以上